

# 彦根市人権施策基本方針

令和6年(2024年)3月

彦 根 市



# 目 次

	ページ
<b>1 人権施策基本方針の策定にあたって</b>	<b>1</b>
(1) 人権施策をめぐる状況	1
ア 国際的な取組状況	1
イ 国内の取組状況	3
(ア) 国の取組状況	3
(イ) 滋賀県の取組状況	5
(ウ) 彦根市の取組状況	5
(2) 人権施策基本方針改定の趣旨	7
<b>2 人権施策の基本理念</b>	<b>9</b>
<b>3 人権施策の基本方向</b>	<b>10</b>
(1) 人権尊重を基調とした市政の推進	10
ア 人権尊重を基調とした施策の実施	10
イ 職員の人権意識の高揚	10
(2) 人権意識の高揚を図るための施策の推進	10
ア 人権教育・啓発の推進	10
イ 人権教育・啓発に取り組む指導者の養成と支援	11
ウ 市民や企業などによる主体的な人権教育・啓発の促進	11
(3) 相談・支援体制の充実	12
ア 相談・支援体制の充実	12
イ 相談機関相互の連携	12
ウ 相談・支援窓口の周知	12
<b>4 主要な人権課題への取組</b>	<b>13</b>
(1) 同和問題(部落差別)	13
(2) 女性に関する人権問題	17
(3) 子どもに関する人権問題	21
(4) 高齢者に関する人権問題	25
(5) 障害のある人に関する人権問題	27
(6) 外国人に関する人権問題	30
(7) 性的マイノリティに関する人権問題	34
(8) 感染症に関する人権問題	37
(9) インターネット上の人権問題	38
(10) 様々な人権問題	41
<b>5 推進体制</b>	<b>43</b>
(1) 庁内の推進体制	43
(2) 職員等に対する研修	43
(3) 国・県等行政機関、人権関係団体、企業等との連携	43
<b>用語解説</b>	<b>44</b>

# 1 人権施策基本方針の策定にあたって

## (1) 人権施策をめぐる状況

### ア 国際的な取組状況

昭和 23 年(1948 年)12 月 10 日、第 3 回国際連合総会において、人権および自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。世界各国が共通認識として、人権の保障が世界平和の基礎であるという考えを持っていたからです。その考えは、人権の軽視や侵害によって多くの尊い命が奪われるという、人類史上最大の惨事である第 2 次世界大戦への痛烈な反省から生まれました。

しかし、この宣言自体は基準であり、法的な拘束力を持たないため、国際連合(以下「国連」という。)では、世界人権宣言の精神を具体化するための法的拘束力を有する国際人権規約<sup>\*</sup>をはじめ様々な人権関係条約等をつくり、国家の枠組を超えた国際的な人権保障社会の実現に取り組んできました。

### ■ 日本が批准している主な条約等

名 称	国連での採択年	日本の批准年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買禁止条約)	昭和 24 年(1949 年)	昭和 33 年(1958 年)
難民の地位に関する条約(難民条約)	昭和 26 年(1951 年)	昭和 56 年(1981 年)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)	昭和 40 年(1965 年)	平成 7 年(1995 年)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)	昭和 41 年(1966 年)	昭和 54 年(1979 年)
市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)	昭和 41 年(1966 年)	昭和 54 年(1979 年)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)	昭和 54 年(1979 年)	昭和 60 年(1985 年)
拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)	昭和 59 年(1984 年)	平成 11 年(1999 年)
児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)	平成元年(1989 年)	平成 6 年(1994 年)
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	平成 12 年(2000 年)	平成 16 年(2004 年)
児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	平成 12 年(2000 年)	平成 17 年(2005 年)

障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)	平成 18 年(2006 年)	平成 26 年(2014 年)
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)	平成 18 年(2006 年)	平成 21 年(2009 年)

また、国際社会が 1 年間を通して 1 つの共通した問題に取り組む国際年や、「人権教育のための国連 10 年<sup>\*</sup>(1995 年～2004 年)」、「人権教育のための世界計画(2005 年以降 5 年毎にフェーズを区切って実施)」など世界的な規模の取組が行われ、「人権文化<sup>\*</sup>」の理念が人類共通の普遍的文化として広く認識されるようになってきました。加えて、平成 12 年(2000 年)が「平和の文化のための国際年」と定められ、「戦争と暴力の文化」から「平和と非暴力の文化」への早急な移行が目指されました。

#### ■ 主な国際年

名 称	実施年
国際婦人年	昭和 50 年(1975 年)
国際児童年	昭和 54 年(1979 年)
国際障害者年	昭和 56 年(1981 年)
国際識字年	平成 2 年(1990 年)
国際高齢者年	平成 11 年(1999 年)
平和の文化のための国際年	平成 12 年(2000 年)

さらに、平成 27 年(2015 年)9 月の国連総会で、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、貧困や不平等からの解放、平和で公正な社会の実現など、「持続可能な 17 の開発目標(SDGs<sup>\*</sup>)」を設定し、地球上の誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組が進められています。

こうした国連や国際社会の努力にもかかわらず、いまだに世界各地でテロや紛争、戦争が起こり、戦禍や飢餓、難民の発生など、人権をめぐる状況の悪化や差別の深刻化が見られ、解決しなければならない多くの問題があります。

## ■ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## イ 国内の取組状況

### (7) 国の取組状況

わが国は、日本国憲法において、基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、第 14 条に、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定し、国内における人権課題の解決に取り組んできました。

特に、わが国固有の人権問題である同和問題(部落差別)については、昭和 40 年(1965 年)の「同和対策審議会答申\*」において、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるとされ、数次にわたる特別措置法に基づき様々な対策が実施されました。

同時に、前述のとおり国連の人権関係条約等を批准し、国際社会の一員としての役割を果たしてきました。

人権教育・啓発については、平成 9 年(1997 年)に、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画が策定されました。また、平成 12 年(2000 年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成 14 年(2002 年)には、この法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。以後、この計画に基づき、人権尊重の理念の下、人権教育・啓発の取組が総合的かつ計画的に推進

されてきています。

その後、社会情勢の変化等に伴い、新たな人権課題が発生してきたこと等を背景に、平成 28 年(2016 年)に、部落差別、障害を理由とする差別およびヘイトスピーチの解消を目的とする、いわゆる人権三法や女性活躍推進法が施行されました。

また、令和 2 年(2020 年)には、セクシュアルハラスメント\*の防止対策を強化するため、「改正男女雇用機会均等法」が施行され、令和 5 年(2023 年)には、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養するため、「LGBT 理解増進法」が施行されました。

■ 国における近年の主な取組状況

年	名 称	区分
平成 26 年 (2014 年)	「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子ども貧困対策法)」施行	子 ども
平成 28 年 (2016 年)	「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行	同和問題
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行	障害のある人
	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行	外 国 人 女 性
平成 29 年 (2017 年)	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児介護休業法)」改正・施行	女 性 等
	「いじめの防止等のための基本的な方針」改定	子 ども
	「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」改正	子 ども
	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」改正	インターネット
	「介護保険法」改正 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(外国人技能実習制度適正化法)」施行	高 齢 者 外 国 人
平成 30 年 (2018 年)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(政治分野における男女共同参画推進法)」施行	女 性
	「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)」施行	高齢者・障 害のある人
	「改正青少年インターネット環境整備法」施行	インターネット
令和元年 (2019 年)	「日本語教育の推進に関する法律(日本語教育推進法)」施行	外 国 人
令和 2 年 (2020 年)	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正・施行	女 性

令和 3 年 (2021 年)	「新型インフルエンザ等対策特別措置法(新型インフル特措法)」改正	感 染 症
令和 5 年 (2023 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」改正 「こども基本法」施行 「出入国管理及び難民認定法(入管法)」改正 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」施行	女 性 等  子 ど も 外 国 人 性的マイ ノリティ

#### (イ) 滋賀県の取組状況

滋賀県では、平成 10 年(1998 年)に、「人権教育のための国連 10 年滋賀県行動計画」が策定され、これに基づいて人権教育が推進されてきました。

平成 12 年(2000 年)には、滋賀県人権施策推進懇話会により、人権施策を総合的に推進する上での基本理念や基本方向、推進体系について提言がまとめられました。

平成 13 年(2001 年)には、この提言や国内外における人権尊重の気運の高まりを踏まえて、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行されるとともに、滋賀県人権施策推進本部が設置されました。

平成 15 年(2003 年)に、「滋賀県人権施策基本方針」が策定され、翌年には、これを具体化するため、「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」(平成 23 年(2011 年)、「滋賀県人権施策推進計画」へ継承)が策定されました。「滋賀県人権施策基本方針」は平成 28 年(2016 年)に改定され、現在、この基本方針に基づいて、人権施策の総合的、計画的な推進が図られています。

#### (ウ) 彦根市の取組状況

本市では、昭和 47 年(1972 年)に、同和問題(部落差別)の早期解決を図るため、「彦根市同和対策長期計画」を定めて、同和対策を市政の重要課題と位置付け、各種事業と同和教育・啓発を推進してきました。

昭和 52 年(1977 年)に制定した「彦根市民憲章」において、人権を尊び、お互いに助けあい、信頼しあうまちをつくることとし、昭和 61 年(1986 年)には、日本国憲法の理念にのっとり、お互いに相手の立場を考え、広く豊かな人間関係を作り、差別のない明るく住みよい社会を築くため、「彦根市人権尊重都市宣言」を行って、市民憲章の実践を誓いました。



平成10年(1998年)には、この宣言の趣旨にのっとり、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりが人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護に努めて、人を尊び愛情あふれるまちづくりを目指して、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を施行しました。この条例に基づいて、行政すべての分野において、人権意識の高揚と人権擁護に関する様々な施策を推進してきました。また、平成12年(2000年)に「人権教育のための国連10年彦根市行動計画」を策定し、地域や学校、企業、国・県等行政機関、人権関係団体等と連携しながら、人権教育・啓発の総合的な推進に取り組んできました。

そして、平成21年(2009年)に、市民と行政が一体となり、あらゆる差別をなくし、人権尊重の精神が根つき、一人ひとりの尊厳が守られる、人権文化にみちたまちの実現を目指して、「彦根市人権施策基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定しました。また、平成23年(2011年)には、人権施策を総合的・効果的に推進するための体制として、彦根市人権施策推進本部を設置し、全庁をあげて人権施策を推進してきています。

令和4年(2022年)に策定した彦根市総合計画 前期基本計画では、「第1章 だれもがその人らしくいきいきと暮らし、つながり支え合うまち」をはじめ、各章において、基本方針との整合を図っています。

現行の基本方針を策定後、本市では、次のように人権施策の推進に取り組んできています。

■ 本市における近年の主な取組状況

年	取組内容	区分
平成26年 (2014年)	「彦根市いじめ防止基本方針」策定	子ども
平成27年 (2015年)	「彦根市都市交通マスタープラン」策定 「彦根市子ども・若者プラン」策定	高齢者・ 障害のある人 子ども
平成29年 (2017年)	「彦根市子どもの貧困対策計画」策定 「ひこね障害者まちづくりプラン(第4期彦根市障害者計画・第5期彦根市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)」策定 「彦根市多文化共生推進プラン」策定	子ども 障害のある人 外国人
平成31年 (2019年)	「彦根市いのち支える自殺対策計画」策定	—

令和2年 (2020年)	「彦根市子ども・若者プラン(第2期)(彦根市子どもの貧困対策計画)」策定 「新型コロナウイルス感染症に関する『彦根市民人権宣言』」表明	子ども 感染症
令和3年 (2021年)	「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(成年後見制度利用促進基本計画)」策定 「ひこね障害者まちづくりプラン(第4期彦根市障害者計画・第6期彦根市障害福祉計画・第2期彦根市障害児福祉計画)」策定 「第2次彦根市多文化共生推進プラン」策定 「申請書等における性別記載欄の見直しに関する方針」策定 「彦根市パートナーシップ宣誓制度」創設	高齢者 障害のある人 外国人 性的マイ ノリティ
令和4年 (2022年)	「彦根市総合計画 前期基本計画」策定 「第3次彦根市地域福祉計画」策定 「ひこねかがやきプランⅢ(男女共同参画計画・女性活躍推進計画・DV対策基本計画)」策定 「彦根市いじめ防止基本方針」改訂 「人権に関する市民意識調査」実施	— — 女性 子ども —

## (2) 人権施策基本方針改定の趣旨

本市では、平成21年(2009年)4月に策定した基本方針に基づき、同和問題(部落差別)をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人および外国人等に関する人権問題などを中心に、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権施策を推進してきました。

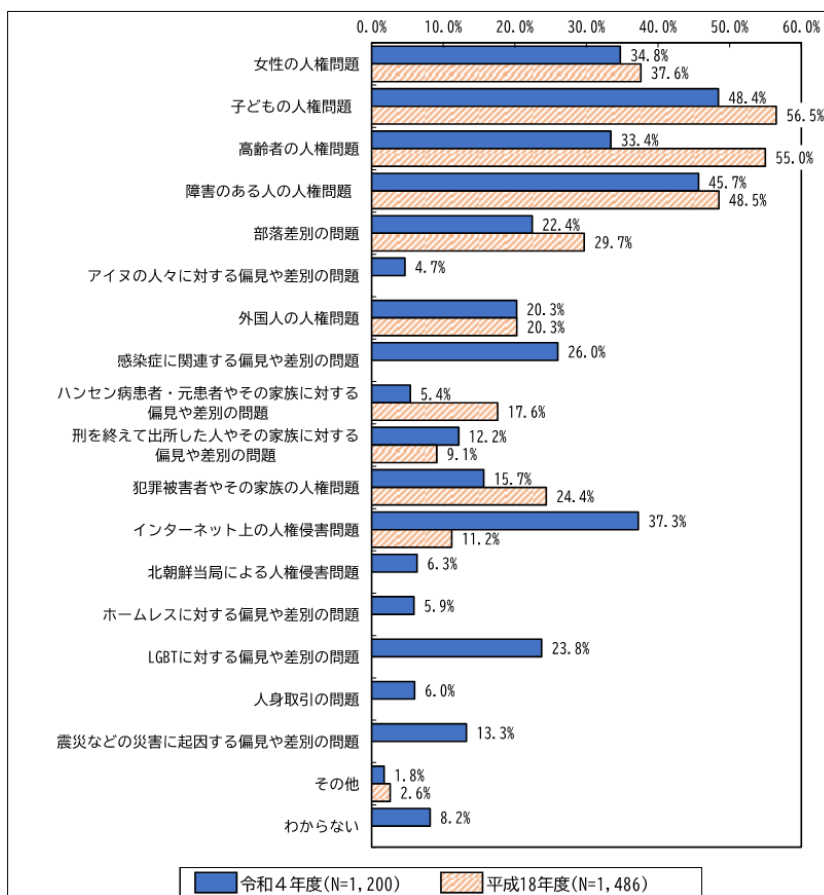
これまでの取組の成果として、市民の人権意識に一定の高まりや広まりが見られますが、一方で、数年来、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、人権に関する主体的な取組が低調となってきています。また、依然として様々な差別や偏見が存在し、インターネットの悪用などで、匿名性・潜在性を帯びるとともに、ますます多様化・複雑化する傾向にあります。

こうした中、現在の基本方針は策定から約15年が経過しており、その間に、人権をめぐる国内外の状況が大きく変わってきていることを踏まえて、今後における人権の取組方針等を見直すこととしました。

基本方針の改定に当たっては、これまでの取組や今後の課題、国内外にわたる人権および人権施策の状況、令和4年(2022年)11月に実施した「人権に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)」等を踏まえることとしました。また、新たな人権課題として社会的関心の高い「性的マイノリティに関する人権問題」、「インターネット上の人権問題」および「感染症に関する人権問題」を加えて、主要課題を10項目としました。

市民意識調査では、今後、これまで以上に教育や啓発をすべきと思う人権問題について、「子どもの人権問題」が最も多く、次いで「障害のある人の人権問題」、「インターネット上の人権侵害問題」、「女性の人権問題」、「高齢者の人権問題」、「感染症に関連する偏見や差別の問題」、「LGBTに対する偏見や差別の問題」、「部落差別の問題」、「外国人の人権問題」の順となっています(図1)。

■ 図1「今後特に取り組むべき人権問題」(市民意識調査 問35)



## 2 人権施策の基本理念

「人権」とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流であり、本市においても、日常生活のあらゆる場面で人権感覚があふれ、人権尊重の精神が当然のこととして根付くまちづくりが求められています。そのため、人権文化をいっそう豊かにし、すべての人間が等しく同じ権利を有していることを認識する必要があります。また、一人ひとりの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重することが重要です。さらに、自分の権利だけでなく他人の権利についても深く理解し、権利の行使に伴う責任を自覚することも大切です。

このような認識のもと、彦根市人権施策の基本理念は、次のとおりとします。

**市民と行政が一体となり、あらゆる差別をなくし、人権尊重の精神が根つき、一人ひとりの尊厳が守られる、人権文化に満ちたまちの実現**

個々の人権課題に関する具体的な施策や事業は、本市の最上位計画である「彦根市総合計画」および各分野で策定された個別計画と整合を図りながら取り組めますが、基本理念の実現に向けた方向性は次のとおりとします。

- (1) 一人ひとりが尊重され、自己実現が図られるよう、総合行政として人権諸課題の解決に必要な施策を推進し、人権尊重の理念に基づく民主的で活気のある地域社会の構築を目指します。
- (2) 誰もが社会の一員として参画できる公正・平等な地域社会の構築を目指します。
- (3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる地域社会の構築を目指します。
- (4) 市民、企業、関係団体、国・県等行政機関などと連携・協働し、それぞれ役割を分担し、自主性と主体性を尊重した地域社会の構築を目指します。

### 3 人権施策の基本方向

#### (1) 人権尊重を基調とした市政の推進

##### ア 人権尊重を基調とした施策の実施

市政すべての分野において、人権を基調とした施策の立案・実施に努めるとともに、人権尊重の視点に立った点検を繰り返し、人権に関する実態の把握に努めて、必要な見直しを不断に行います。

##### イ 職員の人権意識の高揚

人権尊重の行政運営を行っていくためには、職員一人ひとりが自ら人権問題に取り組み、差別のない多様性を認め合う社会を実現しようとする意識の高揚に努める必要があります。そのため、人権に関する職員研修を「彦根市人材育成基本方針」に位置付けて、いっそう充実します。

#### (2) 人権意識の高揚を図るための施策の推進

##### ア 人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりの人権意識の高揚と人権の意義や価値について理解を深めるとともに、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるため、人権教育・啓発は、地域社会、家庭、職場、学校などあらゆる場や機会を捉え、生涯を通じて進める必要があります。

家庭において、乳幼児期を充実した環境で過ごし、幼少期から豊かな感性を育みつつ、命の大切さや日常生活における基礎的なルールを学ぶことは、生命や他人の人権を尊ぶ人格を形成する上で、重要な役割を果たすと考えられます。

学校では、人権教育をいっそう充実し、児童生徒が人権問題を的確に捉える感性を身につけ、人権を尊重できる人格を形成することが重要です。そのため、これまでの同和教育や人権教育の取組成果を踏まえ、児童生徒の人権問題に対する正しい理解や認識を深め、一人ひとりの人権感覚を高め、人権尊重の実践的態度や課題解決のための行動力が育成されるよう、「人権教育の指針」に沿って取組を進めます。

人権教育・啓発の手法や内容については、これまでの成果を踏まえるとともに、年齢層や生活様式、関心や理解の程度等に応じて創意工夫していきます。

また特に、人権が尊重される社会の実現に深く関わりのある立場の者は、常に人権尊重の意識や態度をもって職務の遂行に臨むとともに、あらゆる場面で人権教育・啓発を推進する役割を担うことが重要です。そのため、市職員や教職員、医療関係者、福祉関係者等に対する人権教育・啓発を推進します。

## イ 人権教育・啓発に取り組む指導者の養成と支援

市民が日頃から人権問題を自分自身の問題として捉えて、自主的・自発的にその解決に取り組むことができるよう、地域において、人権教育・啓発に主体的に取り組む人や、人権教育・啓発を効果的に推進する上で重要な役割を果たす指導者を養成し、その活動を支援します。

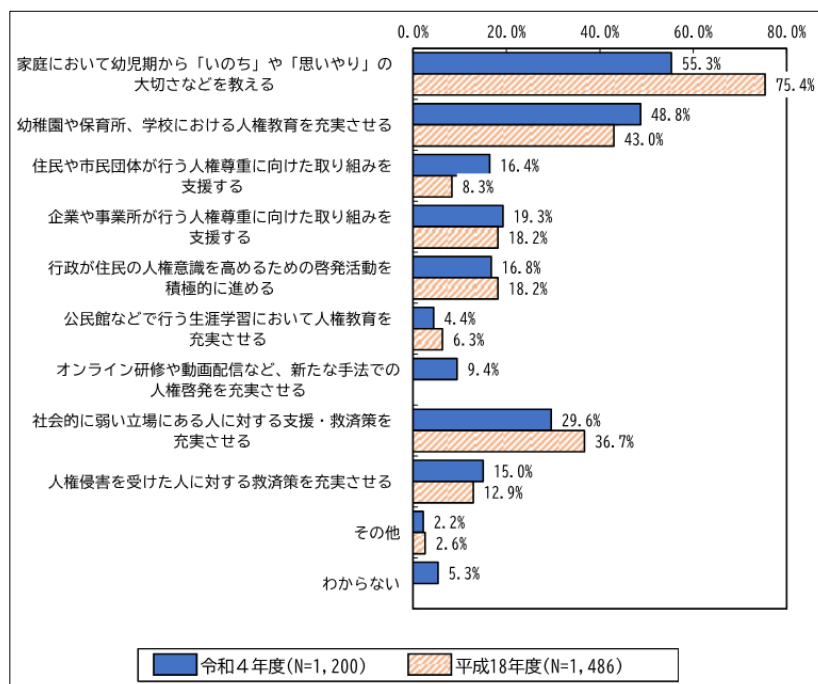
また、彦根市人権教育推進協議会、各学区人権教育推進協議会、滋賀県人権啓発企業連絡会彦根ブロックなど、人権教育・啓発に主体的に取り組んでいる関係団体と連携し、その活動を支援するとともに、その他の団体等において人権教育・啓発が主体的に取り組まれるよう働きかけていきます。

## ウ 市民や企業などによる主体的な人権教育・啓発の促進

多様な文化や価値観を大切にしながら豊かな人権文化を創造するためには、行政だけでなく、社会全体として人権教育・啓発に取り組む必要があります。

地域や家庭、職場、学校などの場で様々な主体によって、対象者やニーズに応じた人権教育・啓発活動が行われることで、その効果はますます高まります。そのため、人権教育・啓発の実施主体に対して、様々な人権に関する教育・啓発の実施手法や教材、講師、活動事例等を周知・啓発できるよう、必要な情報の収集と提供体制の充実を図ります。また、地域総合センターは福祉の向上と人権教育・啓発のための住民交流の拠点として、より多くの市民に利用され、人権問題の解決に資するよう内容の充実を図ります。

■ 図2 「人権が尊重されるまちをつくるために必要だと思う取組」（市民意識調査 問34）



### (3) 相談・支援体制の充実

#### ア 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けた人や受けるおそれのある人が一人で悩みを抱えこまず、気軽に安心して相談でき、必要な支援が得られるよう、人権全般に関する相談・支援窓口および女性、子ども、高齢者など個別の専門的な相談・支援窓口の充実を図ります。また、相談・支援にかかわる関係職員や相談員の資質の向上に努めます。

#### イ 相談機関相互の連携

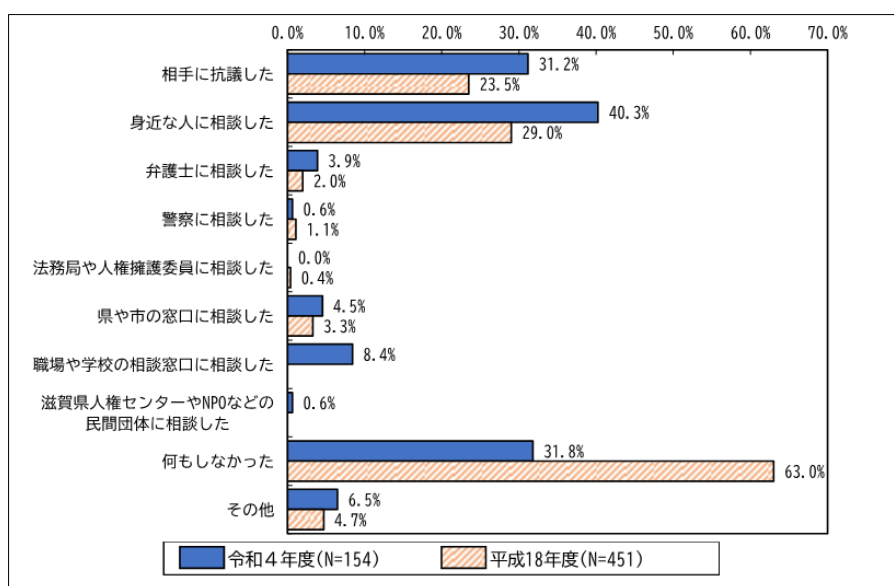
相談・支援の実施に当たっては、法務局や県の関係機関、団体等とネットワークを構築し、よりいっそう相互に連携・協力して取り組みます。

#### ウ 相談・支援窓口の周知

市民意識調査では、差別や人権侵害を受けたときにとった対応について、「身近な人に相談した」が最も多く、次いで「何もしなかった」、「相手に抗議した」の順となっており、法務局や人権擁護委員、県や市の相談窓口、民間団体の相談窓口へ相談することは少ないという結果となっています(図3)。

市民が必要な時に必要な相談・支援を受けることができるよう、広報紙やホームページなど様々な広報媒体を用いて、法務局や人権擁護委員、本市等が実施する各種の専門的な相談・支援窓口の周知に努めます。

■ 図3「差別や人権侵害を受けたときにとった対応」(市民意識調査 問8(4))



## 4 主要な人権課題への取組

### (1) 同和問題(部落差別)

#### 【現状と課題】

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、一部の国民が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、わが国固有の重大な人権問題です。

国では、昭和44年(1969年)以降、33年間にわたり、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた結果、物的な環境整備は相当の成果をあげてきました。

しかし、依然として、差別発言や差別待遇等の事案が発生し、また、インターネット上で差別を助長する書き込みが存在しているなどの実態を踏まえて、平成28年(2016年)に、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

本市では、特別措置法等を指針として様々な事業に取り組んだ結果、生活環境の改善・整備を中心とする事業は、所期の目標に対して相当の成果をあげることができました。しかし、教育や就労などの分野で、今なお課題が残されており、誤った考えや偏見による差別事象が依然として発生しています。また、いわゆる「えせ同和行為<sup>\*</sup>」などが同和問題(部落差別)に対する正しい理解の妨げとなり、誤解を与える要因となっています。

市民意識調査では、インターネット上で部落差別に関する人権侵害事例を見たことについて、「見たことがある」が14.3%となっています(図4)。次に、現在でも部落差別があると思うことについて、「いまだにある」が60.1%で最も多く、次いで「わからない」、「もはや存在しない」の順となっています(図5)。また、被差別部落の出身者であるかどうかは気になるかについて、「気になる」は「交際相手や結婚相手」が32.1%で最も多く、次いで、「近所の人」、「求人に対する応募者や職場の同僚」の順となっています(図6)。さらに、部落差別に関する問題を解消するために必要なことについて、「一人ひとりの人権意識を高める」が最も多く、次いで「身元調査をしない、させない取組を進める」、「被差別部落の人が、一定の地区にかたまって生活しないで、分散して住むようにする」(「部落分散論」)の順となっており、「そっとしておけば、差別は自然になくなる」(「自然解消論」)が5番目となっています(図7)。他に、彦



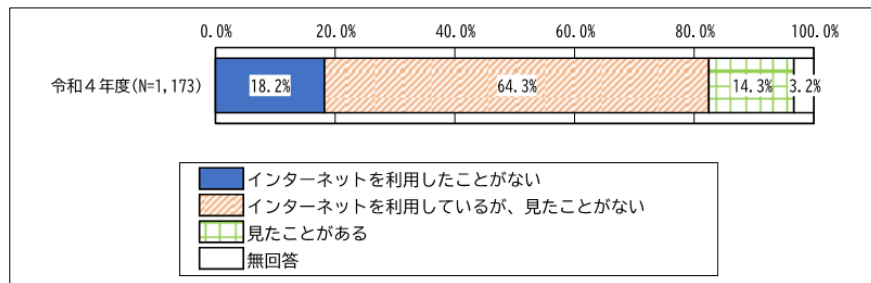
根市が今後、これまで以上に教育や啓発をすべき人権問題について、「部落差別の問題」は22.4%で全体の8番目となっています(図8)。

結婚差別や就職差別につながる忌避意識、「部落分散論」や「自然解消論」など同和問題(部落差別)とその解決(解消)方法等に対する誤った理解・認識が未だに残っています。また、今でも部落差別はあると思う人が約6割なのに対して、これまで以上に教育や啓発すべき人権問題として部落差別の問題を選択する人は約2割にとどまっているという結果は、相反する意識の表れとも言え、この問題に対する市民の関心が低くなってきていることが懸念されます。

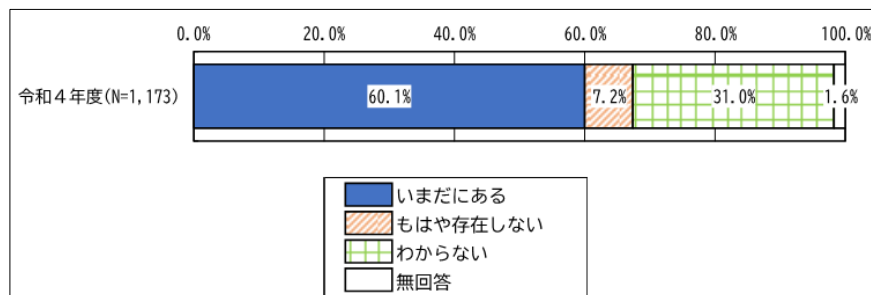
同和問題(部落差別)を解決(解消)するため、市民一人ひとりが同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深めるとともに、同和問題(部落差別)を解決(解消)する必要性を理解し、実際の行動に結びつくよう、教育や啓発をさらに進める必要があります。また、教育や就労における残された課題を解決するための継続的な取組や、えせ同和行為の排除に向けた取組が必要です。

■ 図4「インターネット上で部落差別に関する人権侵害事例を見たこと」

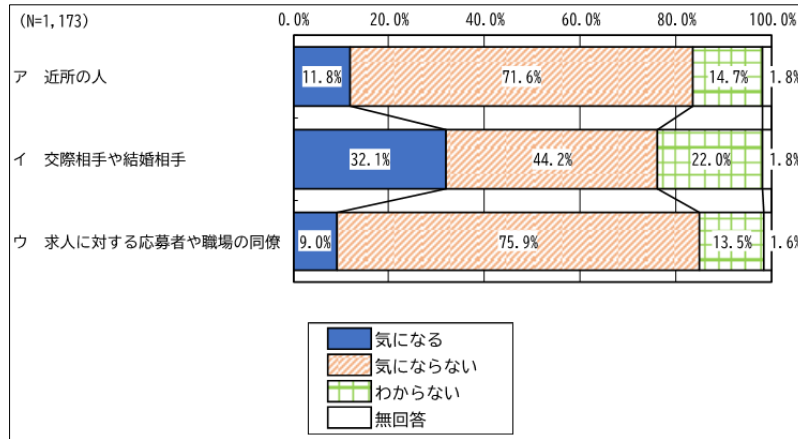
(市民意識調査 問28(1))



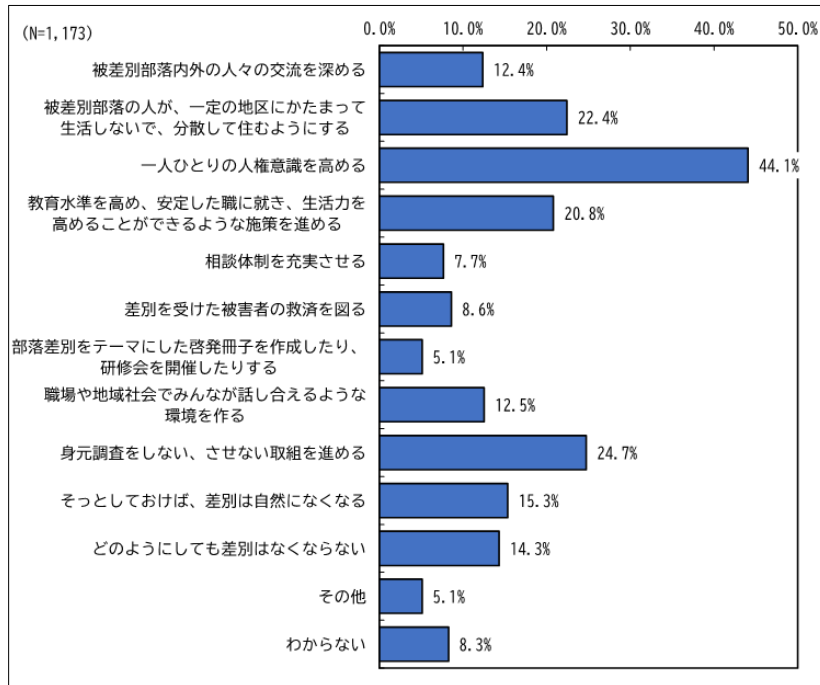
■ 図5「現在でも部落差別があると思うこと」(市民意識調査 問29)



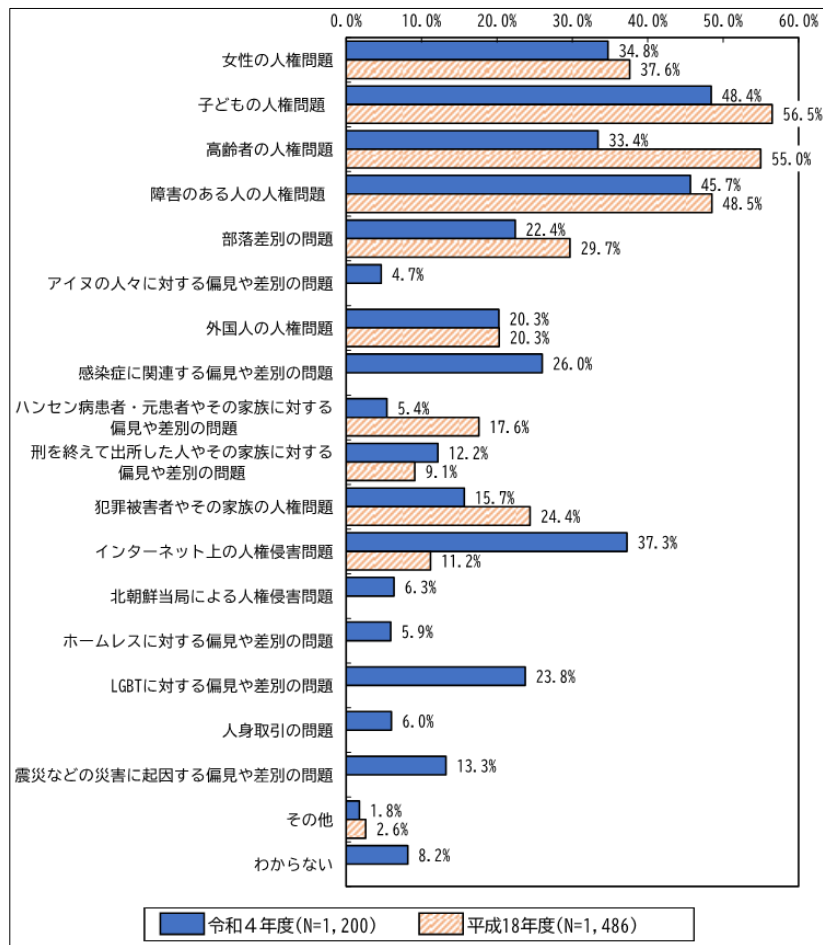
■ 図6 「被差別部落の出身者であるかどうか気になるか」(市民意識調査 問30)



■ 図7 「部落差別に関する問題を解消するために必要なこと」(市民意識調査 問31)



■ 図8「彦根市が今後、これまで以上に教育や啓発をすべき人権問題」  
(市民意識調査 問35)



## 【今後の取組】

### ① 残された課題に対する取組の推進

- a 教育や就労などの分野での残された課題は、地域総合センターをはじめ、市の関係部局において、地域の状況や事業の必要性・有効性を踏まえて、引き続きその解決に向けた取組を進めます。
- b 地域総合センターは、福祉の向上と人権教育・啓発のための住民交流の拠点として、生活や就労、人権等に関する相談事業のほか、交流促進事業、広報紙の発行や人権研修の受入等による啓発事業、児童生徒の基本生活習慣の定着と基礎学力の向上を図るための子育て事業等の充実に取り組みます。
- c 部落差別をはじめ、様々な差別や人権侵害に関する相談に的確に応じることができるよう、国や県・市町等の行政機関や、人権関係団体等との緊密な連携の下、相談体制の充実を図ります。

### ② 心理的差別の解消に向けた人権教育・啓発の推進

a 部落差別意識の解消を図るため、これまでの同和教育・啓発や人権教育・啓発の成果や課題を踏まえ、今後も同和問題(部落差別)を主要な人権課題と位置づけ、地域社会や、家庭、職場、学校などあらゆる場で、様々な機会を捉えて、人権教育・啓発を進めます。

③ えせ同和行為等の排除

a えせ同和行為は、市民に同和問題(部落差別)に対する誤った意識を植え付け、人権施策を推進する上で妨げとなるものであるため、市として警察、法務局、県や他市町など関係機関との緊密な連携の下に、毅然とした態度で排除します。

b 国や県、関係機関、人権関係団体等と連携し、企業に対して、えせ同和行為の排除に向けた啓発を推進します。

## (2) 女性に関する人権問題

### 【現状と課題】

日本国憲法では、性別に関わりなくすべての国民は平等であると明記されています。また、わが国が昭和 60 年(1985 年)に批准した「女子差別撤廃条約」では、男女の完全な平等を達成するために、女性に対するあらゆる差別の撤廃を定めています。

わが国では、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画\*社会の実現を目指して、様々な法律が整備されてきています。昭和 61 年(1986 年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、平成 11 年(1999 年)には「男女共同参画社会基本法」、平成 28 年(2016 年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」、そして、平成 30 年(2018 年)には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(政治分野における男女共同参画推進法)」がそれぞれ施行されました。

また、被害者の多くが女性である、ストーカー行為、ドメスティックバイオレンス\*、セクシュアルハラスメントを規制し、被害を防ぐため、平成 12 年(2000 年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」、平成 13 年(2001 年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」、また、令和 2 年(2020 年)には「改正男女雇用機会均等法」が施行されました。

このような法律の整備により、男女の平等に向けて一定の成果は現れていますが、依然として、地域や家庭、職場において、固定的な性別役割分担意識\*が存在し、性別

による格差や不平等な取扱い、家庭生活での女性の負担増が問題となっています。また、主に女性を対象として、セクシュアルハラスメントや配偶者や恋人からの暴力などの人権侵害が発生しています。

本市では、平成5年(1993年)に彦根市男女共同参画社会づくり推進本部を設置し、平成7年(1995年)に「彦根市男女共生プラン」を策定しました。また、平成13年(2001年)には「男女共同参画ひこねかがやきプラン(彦根市男女共同参画計画)」を策定し、以後、改定を重ねて、令和4年(2022年)に「ひこねかがやきプランⅢ」を策定し、性別に関わる人権問題を解決するために様々な取組を進めています。

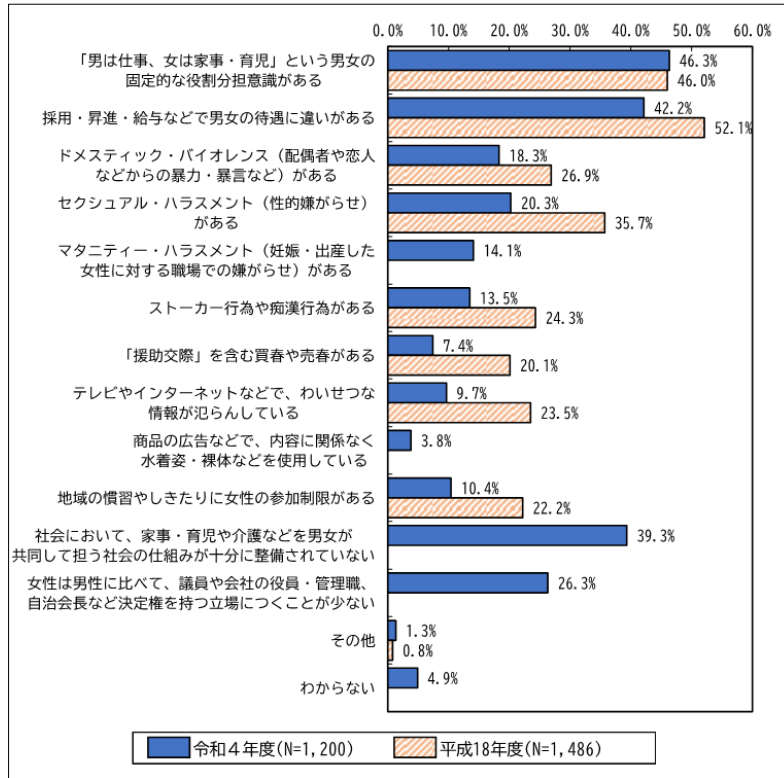
しかし、令和5年(2023年)3月末において、役員に女性が含まれる自治会の割合は13.4%(令和15年度目標値20.0%)、市の審議会等における女性委員の割合は26.0%(同40.0%)、事業所の管理・監督職における女性の割合は17.9%(同35.0%)にとどまっているなど、十分な成果が得られているとは言えない状況となっています。

市民意識調査では、性別に関することで人権上問題があることについて、「男は仕事、女は家事・育児という男女の固定的な役割分担意識がある」の回答が最も多く、次いで「採用・昇進・給与などで男女の待遇に違いがある」、「社会において、家事・育児や介護などを男女が共同して担う社会の仕組みが十分に整備されていない」の順となっています(図9)。

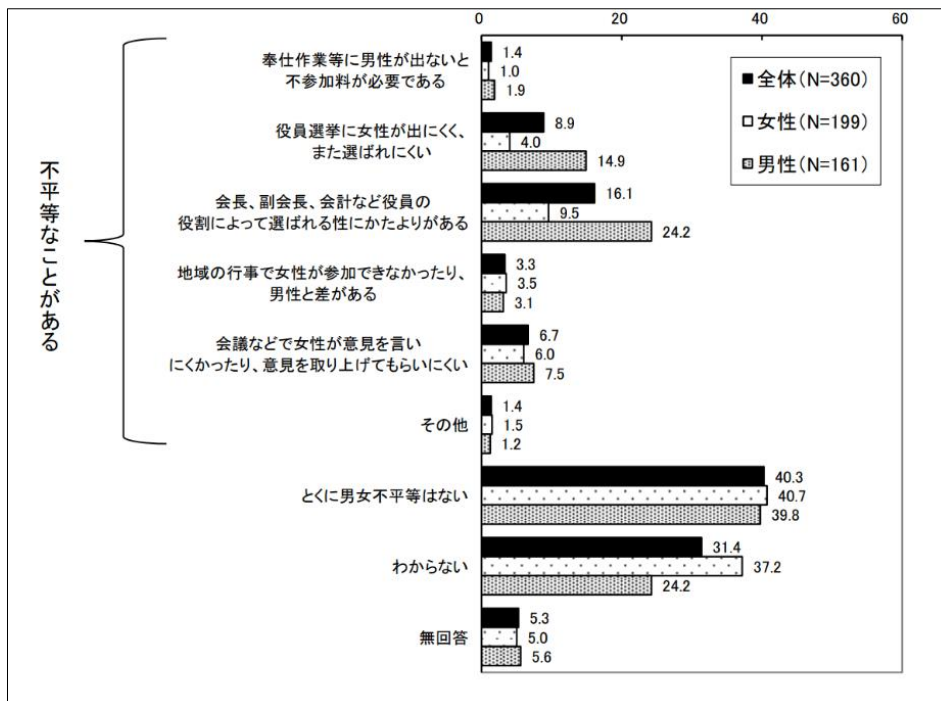
また、令和元年(2019年)11月に本市が実施した「男女共同参画社会づくりのための市民・企業意識調査」では、住んでいる地域(自治会や町内会等)で男女不平等だと感じることに、「とくに男女不平等はない」が最も多く、前回調査よりも増加している一方、「奉仕作業等に男性が出ないと不参加料が必要である」という回答も未だにあります(図10)。また、セクシュアルハラスメントを経験したり、見聞きしたことについて、女性では、「自分自身が受けたことがある」23.1%、「身近に受けたことがある人を知っている」21.1%となっています(図11)。

性別に関わらず、互いに個性を尊重しあい、一人ひとりが輝いて生きられる男女共同参画社会づくりのために、教育や啓発による意識改革だけでなく、男女の固定的な役割分担をなくし、育児、介護の負担を軽減するための環境づくりを進めていく必要があります。

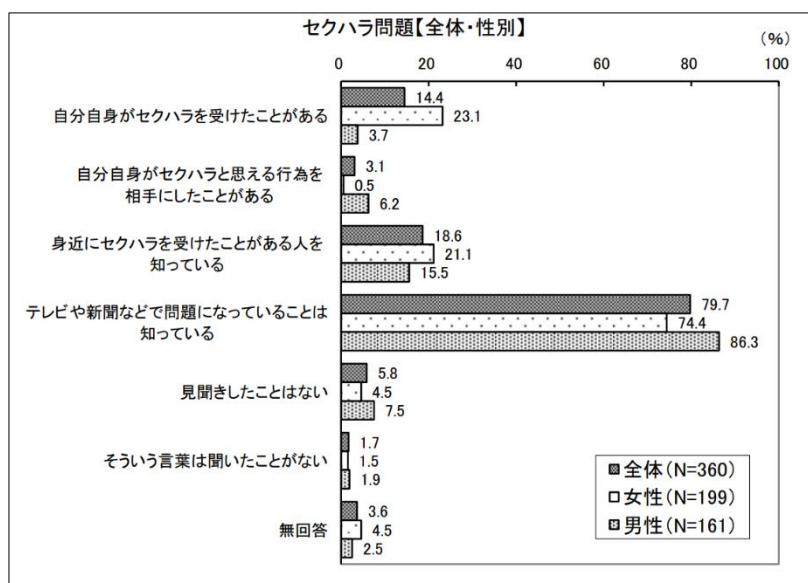
■ 図9「性別に関することで人権上問題があること」(市民意識調査 問10)



■ 図10「住んでいる地域(自治会や町内会等)で男女不平等だと感じること」(男女共同参画社会づくりのための市民・企業意識調査 問22)



■ 図 11 「セクシュアルハラスメントを経験したり、見聞きしたこと」(男女共同参画社会づくりのための市民・企業意識調査 問 18)



### 【取組方針】

- ① 政策や方針など意思決定の場への女性参画の推進
  - a 行政や企業、地域活動の場での方針の立案や決定過程において、女性の意見が反映されることを目指して、審議会委員等や自治会等の役員、職場の管理監督者等への女性の登用、また政治分野での女性の登用が促進されるよう、クォータ制の導入や啓発を進めます。
  - b 男女共同参画社会の実現に向けた条件整備を進めるため、女性の就業を支える社会環境の整備・充実が促進されるよう取り組みます。
- ② 固定的な性別役割分担意識の解消
  - a 社会に根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、地域や家庭、職場、学校などで様々な機会を捉えて教育・啓発を進めます。
  - b 彦根市男女共同参画センター「ウィズ」において、男女共同参画に関する講演会やフォーラム、各種講座を開催するなど啓発を推進します。また、男女共同参画に関する情報や資料を収集し、それらの発信や提供にいっそう取り組みます。
- ③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)\*の推進
  - a 仕事と家庭や地域生活との両立ができるよう、労働者や事業主の意識を変え、働きやすい職場環境がつけられるよう、企業啓発を進めます。

#### ④ 女性等に対する暴力防止等に向けた取組の推進

- a セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント<sup>\*</sup>、ドメスティックバイオレンス(DV)などが重大な人権侵害であるという認識を広め、あらゆる性暴力・性犯罪・ハラスメントを許さない社会意識の醸成に向けた取組を推進します。
- b 女性等の保護や救済を機動的、弾力的に行えるよう、県等の関係機関と連携します。

### (3) 子どもに関する人権問題

#### 【現状と課題】

平成元年(1989年)に、子どもの基本的人権を国際的に保障することを目的として、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が国連総会で採択され、わが国は平成6年(1994年)に、これを批准しました。条約では、子どもを権利の主体と位置づけ、「子どもの最善の利益」、「差別の禁止」、「子どもの参加」、「生存と発達」を基本原理に、「生きる」、「育つ」、「守られる」「参加する」の4つの権利を保障しています。

わが国では、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、家族構成の多様化、核家族や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、児童虐待やいじめ、不登校、ヤングケアラー<sup>\*</sup>、ひきこもり、子どもの貧困<sup>\*</sup>、児童ポルノ等が社会問題となっています。

平成12年(2000年)に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が施行され、その後改正を重ねて、児童虐待防止対策が強化されてきています。

平成25年(2013年)に、児童生徒の尊厳を保持し、いじめの防止等のための対策を総合的・効果的に推進するため、「いじめ防止対策法」が施行されました。

平成26年(2014年)には、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」が施行されるとともに、「児童福祉法」が改正され、子どもが権利の主体であること、その意見が尊重されること、最善の利益を優先されることが明確に示されました。

そして令和5年(2023年)には、子ども施策を社会全体で総合的・強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。

本市では、平成27年(2015年)に、子どもや若者たちの育ちを第一に考え、その健やかな成長と自立に関わる支援を目指して「彦根市子ども・若者プラン」を策定しま



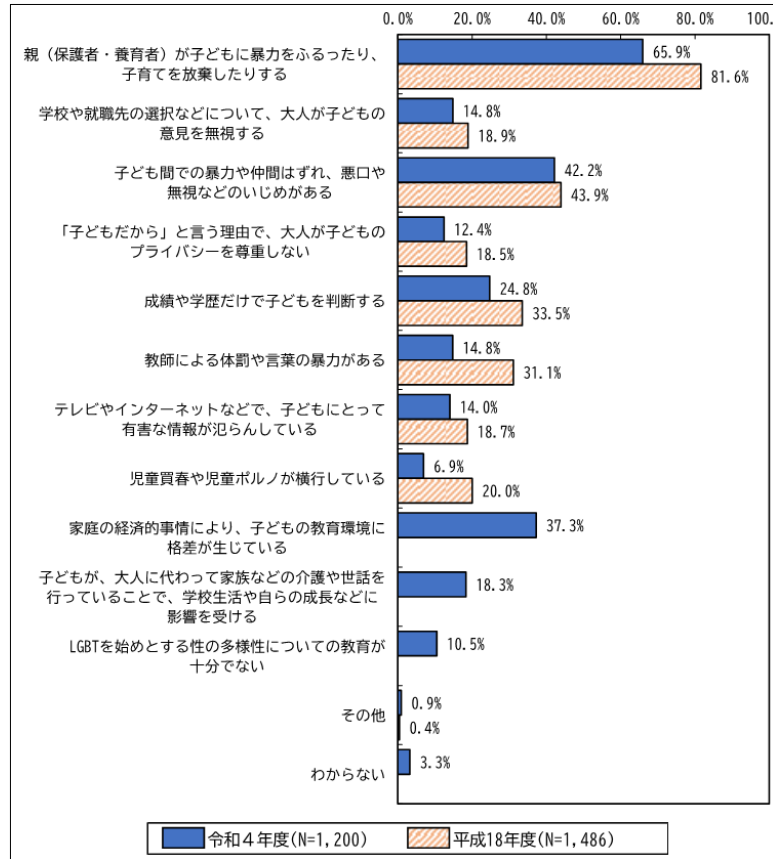
した。その後、令和2年(2020年)には、「彦根市子どもの貧困対策計画」も取り込んだ第2期の同プランを策定し、その実現に取り組んでいます。

また、平成26年(2014年)に、「彦根市いじめ防止基本方針」を策定し、学校と家庭、地域が一体となって、いじめ防止等対策の総合的・効果的な推進に努めることとしました。現在は、令和4年(2022年)改訂の同基本方針に基づき取り組んでいますが、いじめの認知件数は近年、増加傾向にあります。

市民意識調査では、子どもに関することで人権上問題があると思うことについて、「親(保護者・養育者)が子どもに暴力をふるったり、子育てを放棄したりする」が最も多く、次いで「子ども間での暴力や仲間はずれ、悪口や無視などのいじめがある」、「家庭の経済的事情により、子どもの教育環境に格差が生じている」の順となっています(図12)。また、令和4年(2022年)に、市内の小学5・6年生と中学1～3年生を対象に実施した「小・中学生の生活についてのアンケート調査」では、小学生の19.8%、中学生の11.0%が世話をしている兄弟や父母などの家族がいると回答しています。

児童虐待やいじめは、それを受けた子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与え、命にもかかわる重大な人権問題であることから、未然防止や早期発見、早期対応に向けて、関係機関との連携、相談・支援体制の強化が必要です。また、子どもの貧困やヤングケアラーなど新たな課題への対応も必要です。これらの人権問題を解決するため、子どもが権利の主体として尊重される社会環境の整備に向けた教育・啓発が必要です。

■ 図12 「子どもに関することで人権上問題があると思うこと」(市民意識調査 問12)



【取組方針】

- ① 子どもの人権が尊重される教育・啓発等の推進
  - a 子どもに関する様々な人権問題への関心および子どもの人権を尊重する意識を高める啓発を推進します。
  - b 学校では、発達に即した集団活動や多様な人間関係づくりの取組などを通して、自他のいのちを尊重する心情や人を思いやる心情、コミュニケーション能力など、子どもの感性(こころ)を育む教育を充実します。
  - c 子どもが、年齢や発達段階に応じて、自分に関係する事項に関して意見を表明する機会が確保され、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう取り組みます。
- ② 児童虐待防止対策の強化
  - a 児童虐待を含めた子どもの人権問題に関する相談体制を整備・充実します。
  - b 国、県および市にまたがる関係行政機関や関係団体等で構成される彦根市要保護児童対策地域協議会を中心に、支援ネットワークを充実し、児童虐待の早期発

見・早期対応に取り組みます。

c 地域社会全体で子育て世帯を支えていくために、すべての市民が子育てに関心を持つよう啓発を進めます。

③ いじめ防止対策の充実

a 各小中学校において、「学校いじめ防止基本方針」を定め、福祉や医療、警察等の関係機関と連携して、いじめの防止、早期発見・対処を総合的に推進します。

b いじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査や教育相談、「いじめ相談ほっとライン」の周知等により、児童生徒が相談しやすい体制の充実に取り組みます。

c 教職員の人権教育に関する知識や理解を深めるための情報提供と人権意識を高めるための研修に取り組みます。

④ 子どもの貧困やヤングケアラーなど新たな人権課題への取組の推進

a 子どもの成育環境を整備し、教育を受ける機会の均等を図るなど、子どもの貧困対策を総合的に進めます。

b ヤングケアラーに関する人権問題を解決するため、子どもだけでなく家族全体を対象とした支援に取り組みます。

c 貧困や家事、家族の世話などで、日常生活に支障が出ている子どもについて周囲の大人が正しい知識と理解を得て問題に気づき対応できるよう、啓発を推進します。

d 地域や学校、関係機関・団体等が連携して、子どもの貧困やヤングケアラーに関する相談・支援体制を充実して、早期把握・早期対応を進めます。

#### (4) 高齢者に関する人権問題

##### 【現状と課題】

わが国の高齢化は、世界に例を見ない速さで進んでおり、今後、令和7年(2025年)に団塊の世代が75歳以上となり、令和22年(2040年)には高齢者数がピークになると見込まれています。本市では、令和5年(2023年)3月末日現在、65歳以上の高齢者人口は28,779人で、高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の比率)は、25.8%となっています。

能力や意欲があっても、単に高齢であるというだけで、地域での活躍の場や就労の機会が得られないという状況があります。また、認知症等の病気や心身機能の衰えなどから介護等が必要になった高齢者が虐待を受けたり、悪徳商法や詐欺などの財産侵害を受けたりするなどの人権侵害が発生しています。

こうしたなか、国では、平成7年(1995年)、国民一人ひとりが生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会をつくるため「高齢社会対策基本法」が施行され、平成18年(2006年)には、高齢者の尊厳保持と虐待防止を目的として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されました。

また、平成18年(2006年)には、高齢者や障害のある人等の移動上および施設の利用上の利便性・安全性の向上を促進し、公共の福祉の増進に資することを目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が施行され、平成30年(2018年)には、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)」が施行されました。

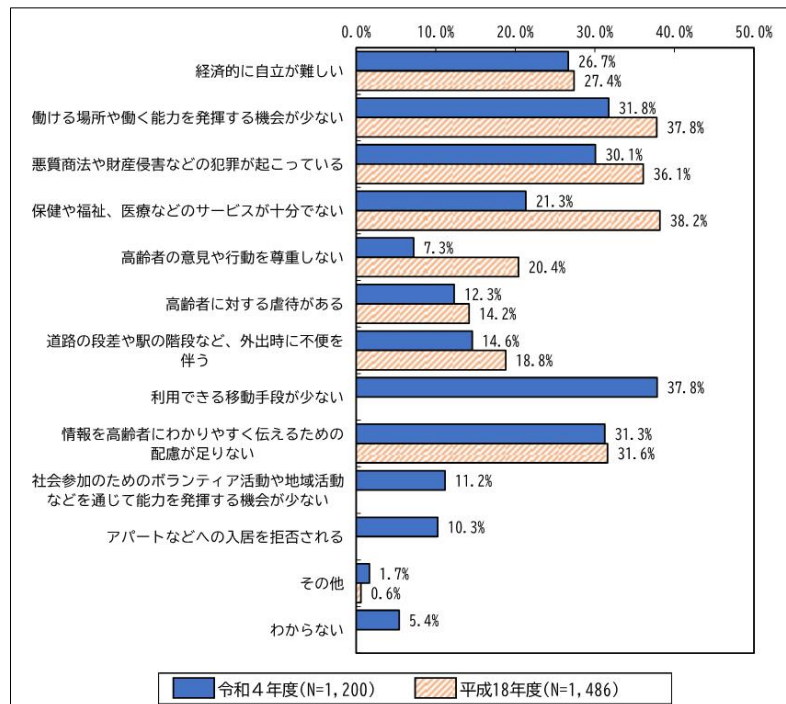
本市では、令和3年(2021年)に策定した「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の保健と福祉の増進を図るとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図り、併せて策定した「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、高齢者の権利を守るため、成年後見制度\*の利用を促進しています。

市民意識調査では、高齢者に関することで人権上問題があると思うことについて、「利用できる移動手段が少ない」が最も多く、次いで「働ける場所や働く能力を發揮する機会が少ない」、「情報を高齢者にわかりやすく伝えるための配慮が足りない」、「悪徳商法や財産侵害などの犯罪が起こっている」の順となっています(図13)。

今後、高齢者が社会参加しやすい環境をつくるため、道路や交通機関、建物などのバリアフリー化、ユニバーサル化を進めるとともに、就労機会の確保を図る必要があ

ります。また、介護や支援を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療や介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム\*をさらに深化・推進する必要があります。また、虐待や権利侵害から高齢者を守るため、認知症や権利擁護制度等に関する周知や啓発にいっそう取り組む必要があります。

■ 図 13 「高齢者に関することで人権上問題があると思うこと」（市民意識調査 問 16）



## 【取組方針】

### ① 高齢者の生きがい対策の充実

- a 社会参加を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせるよう、地域における支え合いの体制づくりに取り組みます。
- b 高齢者が豊かな経験や技術を生かして、地域で活躍できる機会の創出や就業支援に取り組みます。
- c 高齢者が自由に安心して外出できるよう、移動手段を確保・充実するとともに、バリアフリー\*やユニバーサルデザイン\*の考えに基づくまちづくりを進めます。

### ② 高齢者虐待の防止と権利擁護の充実

- a 認知症に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、高齢者に対する虐待の防止、早期発見のための事業に取り組みます。

b 判断能力の十分でない高齢者が、尊厳のある安心した生活を送ることができるよう、地域包括支援センター\*や彦愛犬権利擁護サポートセンターにおいて、相談・支援の充実や成年後見制度の普及促進に取り組みます。

③ 高齢者やその家族等のための支援の充実

a 介護保険制度をさらに充実させ、サービスの質の向上に取り組みます。

b 地域包括支援センターをはじめ、地域住民や医療・介護に携わる多職種などが連携し、包括的な相談支援体制の整備を進めます。

c 認知症サポーター\*を養成し、認知症理解のための普及啓発を行い、地域で見守り合うネットワークづくりを進めます。

## (5) 障害のある人に関する人権問題

### 【現状と課題】

本市の障害のある人は、高齢化の進行や障害に対する認識の広がりもあり、障害者手帳交付者数が年々増加するとともに、身体障害者手帳交付者では、障害程度の重度化・重複化がみられます。

障害や障害のある人に対する誤解や偏見など心のバリアは、道路や交通機関、建物など物理的なバリア、制度的なバリアとともに未だに解消されていません。就労をはじめ社会参加の場や機会が十分に確保されていない現状もあります。また、障害のある人に対する虐待や、判断能力の不十分な人に対する財産面・金銭面での権利侵害の発生もあります。

国では、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するため、平成 18 年(2006 年)に国連総会で採択された「障害者権利条約」の締結に向けて、様々な法律が整備されてきました。同年には、高齢者や障害のある人等の移動上および安全性の向上を図り、自立した日常生活と社会生活の確保を目的として、「バリアフリー法」が施行されました。平成 23 年(2011 年)には、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざして「障害者基本法」が改正されるとともに、障害のある人に対する虐待を防止するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されました。平成 25 年(2013 年)の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の施行を経て、平成 26 年(2014 年)に「障害者権利条約」を

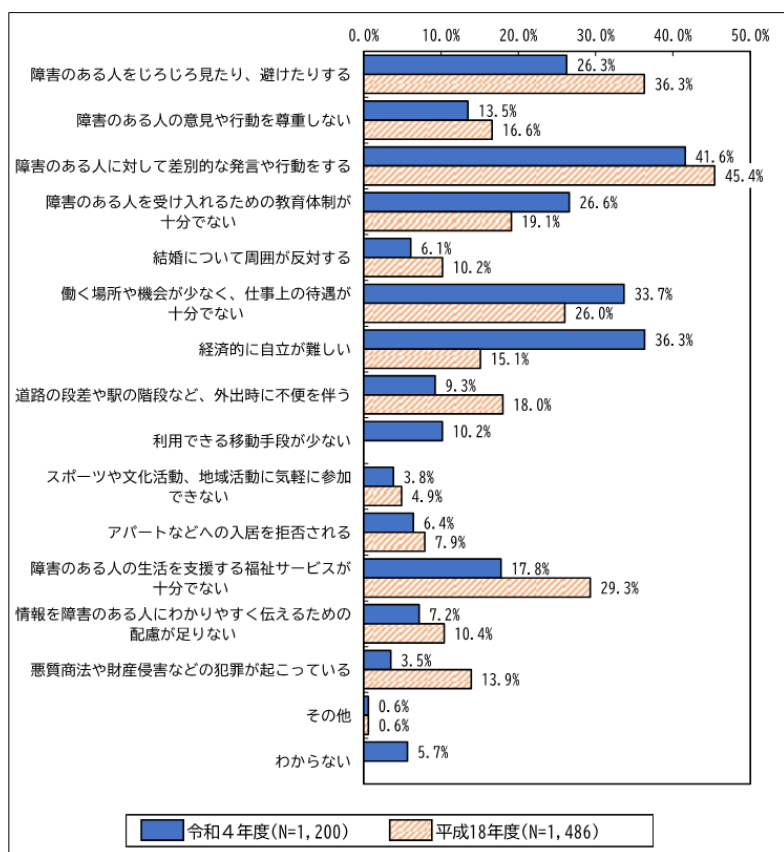
締結しました。その後、平成 28 年(2016 年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。平成 30 年(2018 年)には、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、「改正児童福祉法」が施行されるとともに、「ユニバーサル社会実現推進法」が施行されました。さらに、令和 4 年(2022 年)には、障害のある人があらゆる分野の活動に参加できるよう、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が施行されました。

本市では、ノーマライゼーション\*の理念の下、すべての市民が障害の有無にかかわらず、教育、保健・医療、福祉、雇用、社会保障および余暇活動など幅広い分野にわたって平等であり、安心して暮らし、社会参加を果たせるまちづくりを目指しています。令和 3 年(2021 年)に新たな「ひこね障害者まちづくりプラン」を策定し、「みんながともに支え合い安心して暮らせるあたたかいまち彦根」を基本理念として、市や障害福祉サービス事業所、市民等が連携し、障害のある人一人ひとりを見守り、支援する「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

市民意識調査では、障害のある人に関することで人権上問題があると思うことについて、「障害のある人に対して差別的な発言や行動をする」が最も多く、ついで「経済的に自立が難しい」、「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」、「障害のある人を受け入れるための教育体制が十分でない」の順となっています(図 14)。

障害のある人の人権が尊重されるためには、障害や障害のある人に対する正しい理解や認識が深められる必要があります。また、障害のある人が地域社会で自分らしく生き生きと暮らし続けることができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに対する配慮や就労機会の確保など、社会参加を促すための様々な環境整備を行うとともに、障害福祉サービスの充実が必要です。さらに、虐待や権利侵害などから障害のある人を守るための施策の充実も必要です。障害のある子どもについては、一人ひとりの多様な障害特性や個性に応じた適切な療育や教育、障害の有無に関わらずともに育つインクルーシブ\*な環境が必要です。

■ 図 14 「障害のある人に関することで人権上問題があると思うこと」  
(市民意識調査 問 18)



## 【取組方針】

- ① 社会参加の促進
  - a 障害のある人のスポーツ・芸術・文化活動の促進を図るとともに、視覚・聴覚障害のある人のコミュニケーション手段を確保するための施策の充実に取り組みます。
  - b 障害のある人が自由に安心して外出できるよう、移動手段を確保・充実するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの考えに基づくまちづくりを進めます。
  - c 障害のある人が生きがいを持って暮らし、社会参加ができるよう、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識が深められるよう啓発活動を推進します。
- ② 障害のある人に対する虐待の防止等と権利擁護の充実
  - a 障害のある人に対する虐待の防止と早期発見・早期対応のために、相談支援体制の充実や彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会における連携を推進します。



- b 判断能力が十分ではない人が自らの意思を尊重されながら、財産の管理や医療、介護、福祉等サービスの利用が適切に行えるよう、障害者相談支援事業所や彦愛犬権利擁護サポートセンターを中心に相談や支援の充実に取り組みます。
- ③ 障害のある人のための支援の充実
- a 障害者総合支援法や児童福祉法に定める障害福祉サービス、地域生活支援事業および障害児通所支援など各種サービスの量の確保と質の向上に取り組みます。
  - b 「彦根市地域福祉計画」を基本に、地域住民同士が支え合い、地域における見守りや地域活動のネットワーク化を促進します。
- ④ 障害のある児童生徒の学習機会の充実と相互理解を深める学校教育の推進
- a 障害のある児童生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい教育の内容を確保し、誰もが地域でともに安心して過ごし、学ぶことのできる学校教育をめざします。
  - b 障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒が交流し共同学習を進めるなど、インクルーシブ教育\*システムの構築を推進します。
  - c 「個別の教育支援計画\*」に基づき、関係機関や幼稚園・小学校・中学校等間の連携を図ることにより、長期的な視点で切れ目のない教育的支援を行うよう努めます。

## (6) 外国人に関する人権問題

### 【現状と課題】

近年、社会・経済のグローバル化、国際交流の活発化に伴い、わが国に暮らす外国人は年々、増加しています。国籍などに関わらず誰もが同じ地域に暮らす社会となっており、外国人との共生が求められています。しかし、言語や文化、宗教、生活習慣などの違いに対する理解不足から、外国人に対する差別や偏見が見受けられます。また、特定の民族や国籍の人々を日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとする差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会的な問題となっています。

国では、平成 7 年(1995 年)に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」を批准し、平成 28 年(2016 年)には、外国人に対する不当な差別的言動を解消するため、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。また、令和元

年(2019年)には、外国人への日本語教育の機会の充実や日本語教育の質の向上等を目的として、「日本語教育の推進に関する法律(日本語教育推進法)」が施行されました。

本市では、令和5年(2023年)3月末現在、3,302人の外国人住民が暮らしており、人口の3.0%を占めています。国別では、ベトナムが1,057人で最も多く、次いでブラジル、中国、フィリピン、韓国の順となっています。アジアを中心に多くの留学生が市内の大学で学び、多くの外国人が企業で働き、地域で暮らしています。

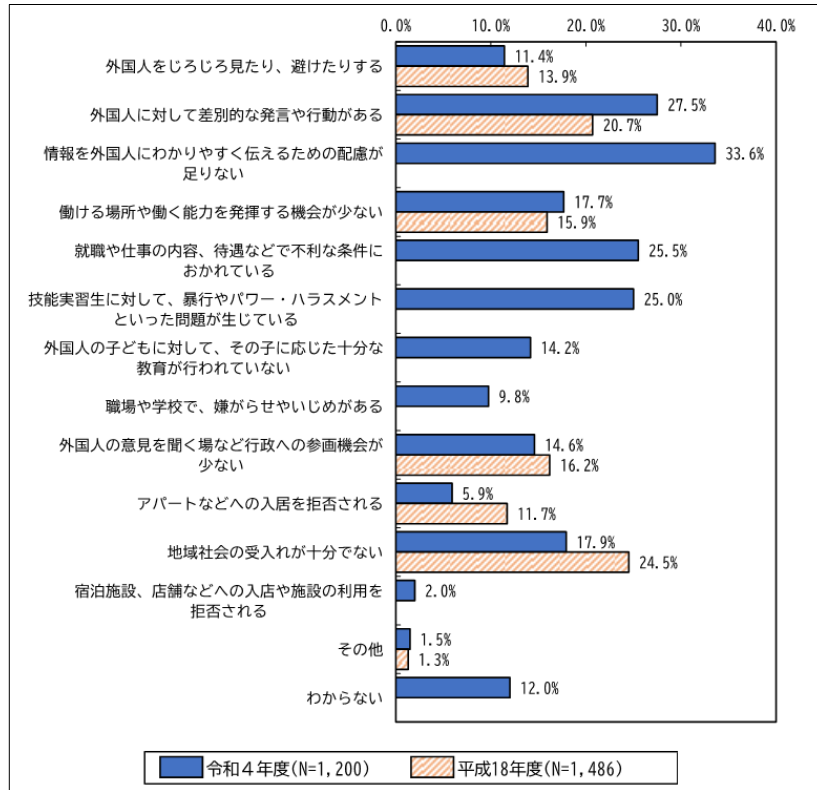
こうしたことから、平成29年(2017年)に、市民一人ひとりがお互いの立場や文化的背景を認め、対等な関係で支えあう地域づくりを目指して、「彦根市多文化共生推進プラン」を策定しました。令和3年(2021年)には、これを改定して、多言語の情報提供や通訳によるコミュニケーション支援、安心して生活するための環境づくりを進めるとともに、外国人住民と日本人住民との相互理解を推進する多文化共生\*の地域づくりに取り組んでいます。

市民意識調査では、外国人に関することで、人権上問題があることについて、「情報を外国人にわかりやすく伝えるための配慮が足りない」が最も多く、次いで「外国人に対して差別的な発言や行動がある」、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれている」「技能実習生に対して、暴行やパワー・ハラスメント\*といった問題が生じている」の順となっています(図15)。外国人の人権が尊重されるために必要なことについては、「外国人のための各種相談事業を推進する」が最も多く、次いで「外国人の子どもがきちんとした教育を受けられるよう体制を整える」、「日本語教室などにより、日本の言葉や習慣に対する外国人の理解を深める」の順となっています(図16)。

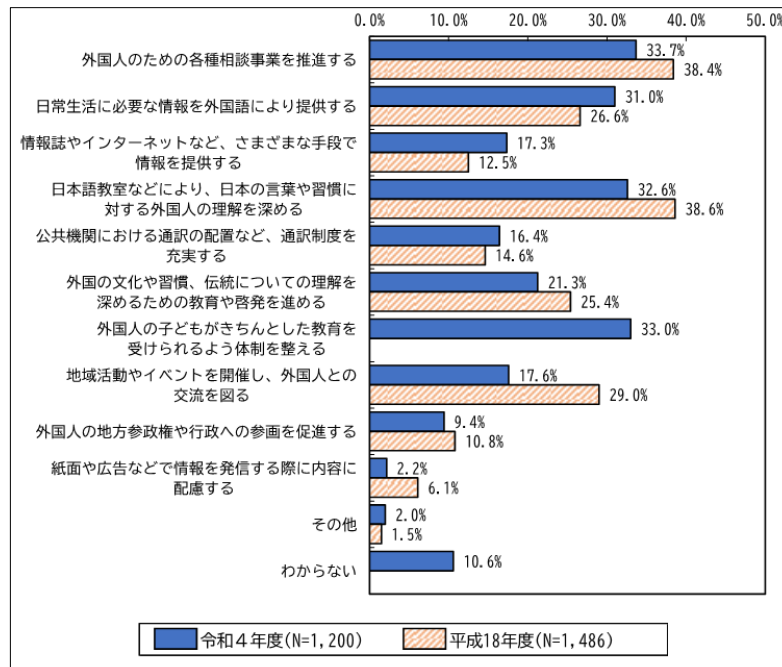
令和2年(2020年)に、外国人住民に対して行った「多文化共生アンケート」では、自分のまわりの日本人に望むことについて、「差別や偏見をなくしてほしい」が最も多く、次いで「あいさつなど親しく声をかけてほしい」「自分の国の文化や習慣を理解してほしい」「やさしい日本語で話してほしい」の順となっています(図17)。

多言語による情報提供と通訳の充実、生活に関する相談件数の増加への対応が必要です。また、外国人と日本人が共に生活する多文化共生社会づくりを進めるため、互いの文化や生活習慣、価値観を尊重しあう意識の醸成を図ることが必要です。

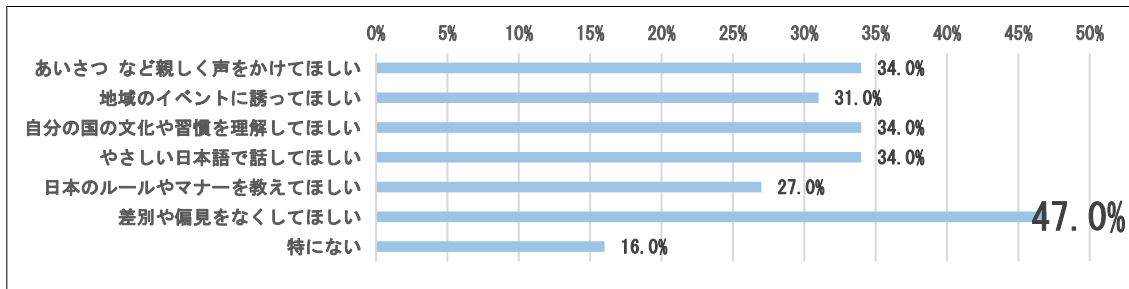
■ 図 15 「外国人に関することで、人権上問題があること」（市民意識調査 問 20）



■ 図 16 「外国人の人権が尊重されるために必要なこと」（市民意識調査 問 21）



■ 図 17 「あなたの周りの日本人に望むこと」(多文化共生アンケート 問 20)



【取組方針】

① コミュニケーション支援の推進

- a 紙媒体や多様なメディア媒体を活用した多言語による情報提供、公共施設案内に係るやさしい日本語を用いた分かりやすい表記を推進します。
- b 通訳者の体制を充実するとともに、翻訳ツールの活用により通訳のさらなる多言語化を推進します。
- c 日本語ボランティアや市民団体による日本語教室の充実に向けた支援に取り組みます。

② 外国人住民が安心して生活できる環境づくりの推進

- a 安心して学校生活を送れるよう、外国にルーツを持つ児童生徒と保護者で、日本語が十分理解できない者に対して、日本語指導や母語による支援などの体制整備を進めます。
- b 教職員の多文化共生に係る意識を高めるため、研修を推進します。
- c 外国人住民を雇用する企業に対して、適正な雇用および多文化共生に関する啓発を国・県等行政機関、関係団体等と連携して推進します。
- d 関係機関・市民団体等とネットワークを構築し、災害時の外国人被災者への支援体制を充実します。
- e 居住や子どもの育ち、社会保障、医療等の環境づくりに必要な多言語による情報提供を推進します。
- f 外国人住民からの複雑・多岐にわたる生活上の相談に適切に対応するため、ワンストップ型相談窓口の設置・運営を推進します。

③ 多文化共生の地域づくりの推進

- a すべての人の人権が尊重される豊かな多文化共生社会を目指して、外国人や異

文化に対する正しい理解ができ、多文化共生の意識が高まるよう、家庭や地域、職場等において啓発を進めます。

- b ヘイトスピーチ解消の必要性を周知し、理解を深めるための啓発を進めるとともに、ひこね外国人相談センターにおいてヘイトスピーチ等の人権侵害に関する相談に対応します。
- c 地域に住む日本人住民と外国人住民が気軽に交流できる場づくり、自治会やボランティア団体などの活動に外国人住民が参加しやすい環境づくりを推進します。
- d 国籍を問わず、市民が気軽に集い交流を育む、多文化共生のための拠点として、国際交流サロンなどの充実に取り組みます。
- e 児童生徒の多様性を受容する人権感覚を育むため、学校における国際理解教育や地域における国籍を超えた交流活動を推進します。

## (7) 性的マイノリティに関する人権問題

### 【現状と課題】

人の性は多様であり、一人ひとりの中には、体の性(身体の性)、自認する性(性自認)、表現する性(性表現)、好きになる性(性的指向)があると言われ、その濃淡も人それぞれです。

多様な性の中で、性的マイノリティの立場にある人は、LGBTやLGBTQと呼ばれています。Lはレズビアン(女性同性愛者)、Gはゲイ(男性同性愛者)、Bはバイセクシャル(両性愛者)、Tはトランスジェンダー(体と心の性が一致しない人)、Qはクエスチョニング(性的指向や性自認が定まっていない人)を表します。それでも表現しきれない様々な性があるため、LGBTQ+やLGBTsと言われることもあります。また、近年では、性の多様性を表す言葉として、SOGI(ソジ)\*やSOGIE(ソジー)\*が用いられるようになりました。

しかし、多様な性や性的マイノリティに対する正しい知識や理解の不足により、性的マイノリティが職場や学校などで、偏見や差別の対象となり、生きづらさを感じていることがあります。

国では、平成16年(2004年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)」が施行され、平成20年(2008年)には同法が改正されて、一定の条件の下、戸籍上の性別変更が可能になりました。令和元年(2019年)には「改

正労働施策総合推進法」が施行され、「パワハラ指針\*」により、性的指向・性自認に関するハラスメントやいわゆるアウティング\*もパワーハラスメントとみなされることになりました。また、令和5年(2023年)には、性的指向またはジェンダーアイデンティティ\*にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が施行されました。

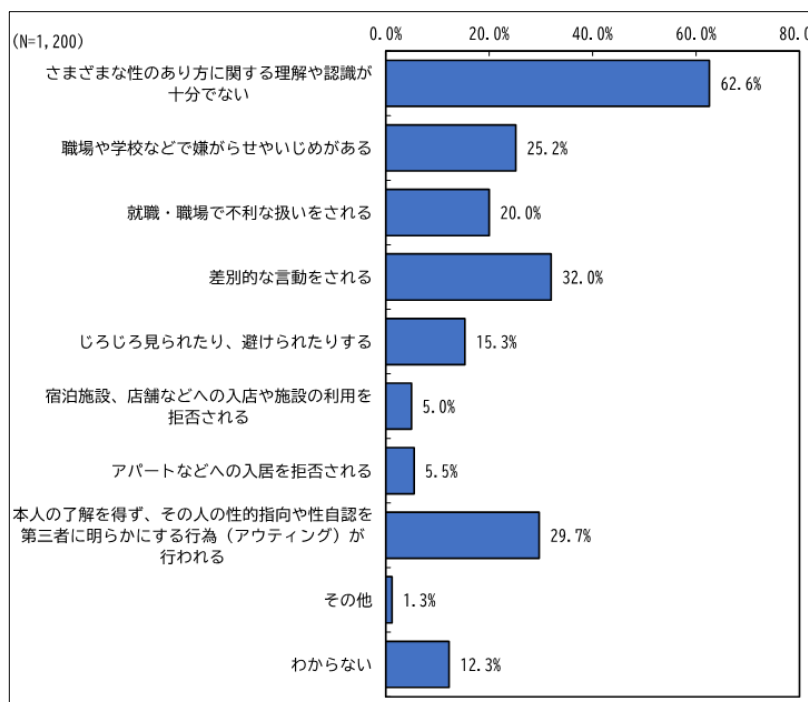
教育関係では、平成27年(2015年)に、文部科学省により各自治体の教育委員会に対して、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出されました。また、平成28年(2016年)には、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等々の実施について(教職員向け)」が作成されました。さらに、「いじめ防止等のための基本的な方針」に性同一性障害や性的指向・性自認に関する児童生徒に対するいじめ防止への対応が明示されました。

本市では、令和3年(2021年)に、市民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認めあう社会を実現するため、「申請書等における性別記載欄の見直しに関する方針」を策定するとともに、県内で最も早く「パートナーシップ宣誓制度\*」を創設し、取組を進めています。また、平成30年(2018年)に「彦根市いじめ防止基本方針」を改訂し、性同一性障害等の子どもに対する居場所づくりを進めています。

市民意識調査では、LGBTの方に関することで、人権上問題があることについて、「さまざまな性のあり方に関する理解や認識が十分でない」が最も多く、次いで「差別的な言動をされる」、「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を第三者に明らかにする行為(アウティング)が行われる」の順となっています(図18)。

地域や家庭、職場において、性の多様性が尊重され、だれもが自分らしく生きられる社会となるよう、性の多様性について、市民の理解を深めるための啓発が必要です。また、学校において、性的マイノリティの児童生徒に対する特有の配慮を行うとともに、相談・支援体制の充実が必要です。

■ 図 18 「LGBTの方に関することで、人権上問題があること」（市民意識調査 問 23）



【取組方針】

- ① 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進
  - a 地域や家庭、職場において、多様な性や性的マイノリティの人権を尊重することに関する啓発を推進します。
  - b パートナーシップ制度について啓発を進めます。
- ② 性的マイノリティの児童生徒に対する取組の推進
  - a 性的マイノリティの児童生徒が学校生活を送る上で特有の支援を必要とすることがあるため、児童生徒一人ひとりの事案に応じて、その心情等に配慮して対応を進めます。
  - b 性的マイノリティの児童生徒に対するいじめを防止するため、教職員が性同一性障害や性的指向・性自認について、正しい知識と理解が得られるよう啓発を推進します。
- ③ 相談・支援の充実
  - a 性的マイノリティに関する人権侵害事案に対して、相談窓口を周知するとともに、法務局など関係機関と連携して相談・支援に取り組みます。
  - b 性的マイノリティであることを理由としたいじめを早期発見するために、定期的なアンケート調査や教育相談を実施するとともに、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を充実します。

## (8) 感染症(ハンセン病、H I V感染者、新型コロナウイルス感染症患者等)に関する人権問題

### 【現状と課題】

誤った知識や理解により、ハンセン病やH I V(ヒト免疫不全ウイルス)など様々な感染症の患者や元患者、その家族等に対する人権問題が発生しています。

ハンセン病は、それを引き起こす「らい菌」の感染力が弱く、非常に感染しにくい病気です。万一発病しても、現在は治療法が確立しており、早期に発見し適切な医療を受ければ後遺症も残りません。

しかし、明治41年(1908年)に施行された「らい予防法」が平成8年(1996年)に廃止されるまでの長きにわたり、国の隔離政策により、患者は行動や居住・移転、職業選択、学問および結婚の自由などの基本的な人権を奪われてきました。そうした中で、平成21年(2009年)に、偏見や差別を解消するため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行されました。

H I Vも、感染力が非常に弱く、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。治療法の進歩により、仮にH I Vに感染したとしても、早期発見と早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。

新型コロナウイルス感染症では、感染拡大に伴い、インターネットやSNS等での患者、医療従事者、それらの家族等に対する差別的な書き込みなど様々な人権問題が発生しました。

国では、令和3年(2021年)に、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(新型インフル特措法)」が改正施行されました。

本市では、これに先立って令和2年(2020年)に、県内で初めて、新型コロナウイルス感染症に関する「彦根市民人権宣言」を彦根市人権教育推進協議会と共同で表明し、相手を思いやる気持ち、理解する意識、ともに助け合うなどの「感謝」の社会意識を高めるための啓発に取り組みました。

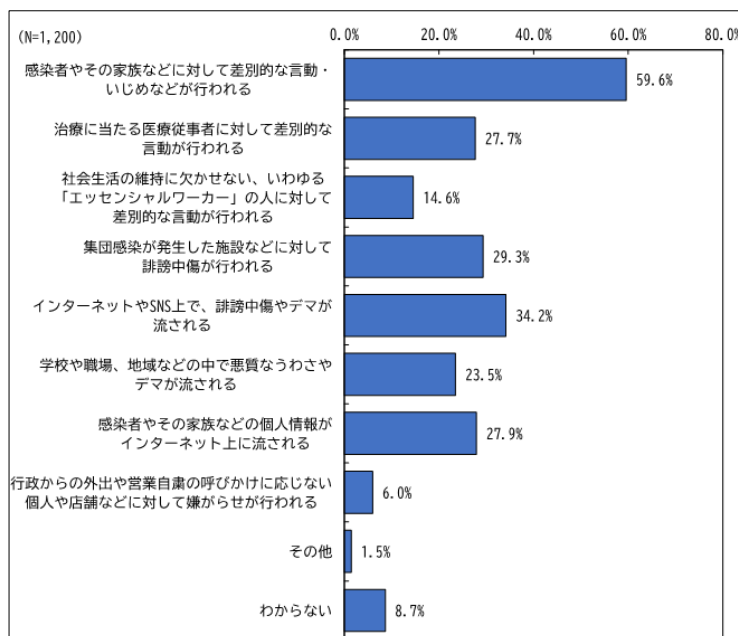
市民意識調査では、感染症に関することで人権上問題があると思うことについて、「感染者やその家族などに対して差別的な言動・いじめなどが行われる」が最も多く、次いで「インターネットやSNS上で、誹謗中傷やデマが流される」、「集団感染が発



生した施設などに対して誹謗中傷が行われる」の順となっています(図 19)。

感染症に対する正しい知識や理解を深め、感染症患者等への偏見や差別を解消するための取組が必要です。

■ 図 19「感染症に関することで人権上問題があると思うこと」(市民意識調査 問 25)



### 【取組方針】

#### ① 正しい知識や理解を深めるための教育・啓発の推進

- a 感染症に関する正しい知識と理解を深めるための啓発を推進します。
- b 学校では、児童生徒の発達段階や感染状況等に応じて、感染症に対する正しい知識や理解を深める教育を進めます。

## (9) インターネット上の人権問題

### 【現状と課題】

インターネットには、掲示板やSNS\*などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、その利用が急速に進んでいます。しかし、その一方で、インターネットを利用して、個人や集団等に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別や偏見を助長する表現の掲載などの人権侵害が発生しています。インターネット上の人権侵害は、情報が瞬時に世界中に拡散されるため被害が甚大であり、また匿名性があるため救済が困難となっています。

国では、平成 13 年(2001 年)に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法\*)」が制定され、インターネット上で人権侵害を受けた場合、プロバイダ等に対して発信者情報の開示請求ができることになりました。令和 3 年(2021 年)には、同法の改正により、発信者情報の開示について新たな裁判手続きが創設されるなど、より円滑な被害救済が図られることになりました。

しかし、インターネットを利用したいじめや、セクシュアルハラスメントなど様々なハラスメント、部落差別や外国人、障害のある人等に関する差別的な書き込みなども深刻化しています。子どもの人権の観点からは、SNS 等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロード、スマートフォンを使った「出会い系被害」など、子どもが被害者や加害者ともなり、大きな問題となっています。

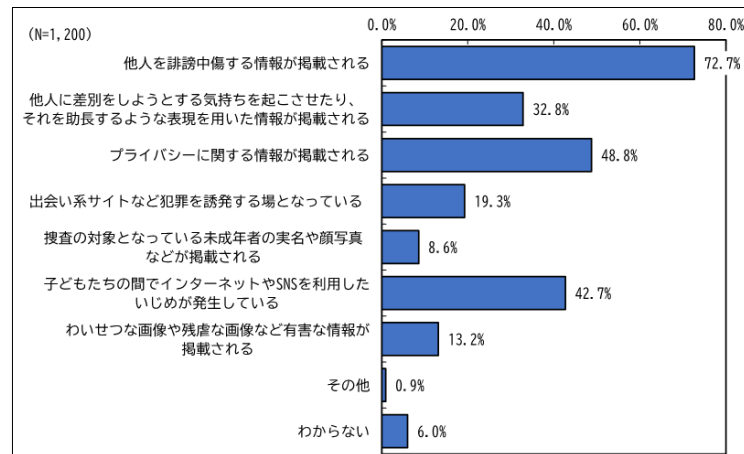
そのため、青少年が安全に安心してインターネットを利用でき、その権利が守られるよう、平成 21 年(2009 年)に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が施行されました。また、平成 30 年(2018 年)には、「改正青少年インターネット環境整備法」が施行され、青少年へのフィルタリング\*の普及が強化されました。

本市では、インターネットや SNS を利用した犯罪に巻き込まれたり、生活習慣への悪影響が生じたりしないよう、児童生徒に対する情報モラル教育\*を充実するとともに、様々な機会を捉えて情報リテラシー\*に関する指導や啓発を行っています。

市民意識調査では、インターネット上の人権侵害について、人権上問題があることについて、「他人を誹謗中傷する情報が掲載される」が最も多く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載される」、「子どもたちの間でインターネットや SNS を利用したいじめが発生している」の順となっています(図 20)。

インターネットを利用するすべての人が人権意識を高め、情報の収集や発信におけるモラルの向上を図ることが必要です。また、インターネットによる人権侵害が発生した場合の相談対応等が必要です。

■ 図 20 「インターネット上の人権侵害について、人権上問題があること」  
(市民意識調査 問 26)



### 【取組方針】

- ① インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発の推進
  - a インターネットの利用に際して、利用者一人ひとりがプライバシーや名誉など互いの人権を尊重することや、情報の収集・管理・発信において守るべき情報モラルや情報リテラシーを身につけるための教育・啓発を推進します。
  - b 学校において、インターネットやスマートフォンを利用する上でのルールやマナー、個人のプライバシーについて正しく理解する情報モラル教育を推進します。
  - c 青少年有害情報フィルタリングサービスに関する情報を保護者に周知するなど、児童生徒が安全・安心にインターネットを利用できる環境づくりに取り組みます。
- ② インターネットによる人権侵害に対する適切な対応等の推進
  - a インターネットによる人権侵害の対応方法等を定めた「プロバイダ責任制限法」に基づく救済制度について、周知・啓発を推進します。
  - b インターネットによる人権侵害事案に対して、相談窓口を周知するとともに、法務局など関係機関と連携して相談・支援に取り組みます。
- ③ インターネットによる人権侵害の防止に向けた取組の推進
  - a 悪質な差別的書込みをモニタリング(監視)する「インターネットモニタリング」の実施に向けて、今後取り組みます。

## (10) 様々な人権問題

### 【現状と課題】

#### ① 犯罪被害者やその家族に関する人権問題の推進

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、その後遺症として精神的、経済的に様々な打撃を受けています。また、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられ、私生活の平穏が脅かされるなどの二次被害を受けることがあるなどの問題が指摘されています。

平成 17 年(2005 年)に、犯罪被害者等の権利利益を守るため、「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

#### ② 震災等の災害に起因する人権問題

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日に発生した東日本大震災およびそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、甚大な人的・物的被害をもたらしました。多くの人々が今も避難生活を余儀なくされるなか、避難所において、女性や高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、外国人、性的マイノリティ等の要配慮者に対して、プライバシーなどの点で十分な配慮・支援が行われないなどの問題が生じています。また、放射線汚染に関する風評や、それに基づく偏見や差別が懸念されています。

この大震災に関わらず、震災等の大きな災害の発生時には、避難所生活を余儀なくされる中で起こるプライバシーの侵害など様々な人権問題のほか、風評に基づく差別的取扱いなどの二次被害が引き起こされ、避難や復興の妨げにもなりかねません。

#### ③ その他の人権問題

刑を終えて出所した人、ホームレス、アイヌの人々、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する人権問題や人身取引など、様々な人権問題が発生し、その解決が課題となっています。

### 【取組方針】

#### ① 正しい知識・理解を深めるための教育・啓発の推進

- a 市民一人ひとりが様々な事象に対する正しい知識と理解、そして人権尊重の意識を深められるよう、関係機関と連携・協力しながら、地域や職場、家庭、学校など様々な場において、教育・啓発を推進します。

② 相談体制の充実

- a 様々な人権問題に関する相談に対して、市の関係部署が設置する相談窓口で対応するとともに、国や県などの専門機関等で組織する滋賀県人権相談ネットワーク協議会と連携して、適切な専門相談窓口へつなぎます。

## 5 推進体制

---

### (1) 庁内の推進体制

基本方針に基づき、彦根市人権施策推進本部を中心に、各部署が相互の緊密な連携の下、それぞれが責任を持って主体的に取り組み、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

学識経験のある者や人権関係機関・団体から推薦された者等で構成される彦根市人権尊重審議会を設置し、基本方針に基づく人権施策の推進や基本方針の見直しなどの重要事項について審議します。

### (2) 職員に対する研修

人権施策を推進するに当たっては、それを実施する市職員自身が人権尊重の理念を深く理解し、幅広く豊かな人権感覚を身につけることが重要です。そのため、すべての市職員に対する組織的、体系的な人権研修と併せて、各職場におけるそれぞれの業務に応じた人権研修の充実を図ります。

また、業務委託や指定管理者への委任により施設管理等の業務を行う場合は、その業務に従事する民間業者の職員に対しても、市職員と同様に人権研修の機会を提供し、人権意識の高揚を図ります。

### (3) 国・県等行政機関、市民、企業等との連携

人権施策は、国・県等行政機関においてもそれぞれ実施されており、市の人権施策をより効果的に推進するため、これらの行政機関と緊密な連携を図り、相互に協力します。

また、人権問題は地域社会全体の課題であり、行政施策だけで解決するのは困難であることから、彦根市人権教育推進協議会、滋賀県人権啓発企業連絡会彦根ブロックなどの人権関係団体や各事業所内で人権啓発の推進等に取り組んでいる企業、その他の団体等とも相互に連携・協力して、人権問題解決のために様々な取組を推進します。

## 用語解説

(50音順)

用語	説明
<b>あ行</b>	
アウトティング	本人の同意なく、その人の性的指向や性自認に関する情報を第三者に暴露すること。「パワハラ指針」により職場におけるパワーハラスメントに該当することとされた。
インクルーシブ(教育)	インクルーシブとは、「包括的な」「包み込む」という意味。インクルーシブ教育は、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組みのこと。人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的・身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できることを可能にすることを目的としている。
SDGs(持続可能な開発目標)	平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。彦根市では「彦根市版SDGs」をまとめて取り組んでいる。
SNS	「Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)」の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネットで提供することを目的とするコミュニティ型のサービスを言う。
えせ同和行為	「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という誤った意識に乗じて、何らかの利益を得るため、寄付を募ったり、高額な書籍を売りつけたりする不当な行為等。
<b>か行</b>	
国際人権規約	世界人権宣言に規定された権利に法的な拘束力をもたせるため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」および「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」の2つの国際人権規約が採択されている。これらは、最も基本的で包括的な条約として、人権保障のための国際基準となっている。
子どもの貧困	日本における子どもの貧困とは「相対的貧困」のこと。相対的貧困は、その国の等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯を言い、子どもの貧困とは、相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在および生活状況のことを指す。
個別の教育支援計画	保護者を含めた教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関が、子どもの状況や教育的支援の目標・内容等の情報を共有し、適切な指導と必要な支援を行うためのツール。
<b>さ行</b>	
ジェンダーアイデンティティ	「性自認」のこと。自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているのかを示す概念。「こころの性」とも呼ばれる。
情報モラル(教育)	「情報モラル」とは、情報社会において、適正な活動を行うための基となる考え方と態度のこと。 「情報モラル教育」とは、小中高の児童生徒を対象に、各教科における指導を通して、「情報モラル」を身に付けさせる取組のこと。

用語	説明
情報リテラシー	情報活用能力。体験やメディアを通じて得られる情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりするなどして、意思決定や結果を表現するための基礎的な知識や技能のこと。
人権教育のための国連10年	平成6年(1994年)12月、第49回国連総会で、人権教育を通じて個人の尊厳を確立し世界平和の礎を築くため、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を定めたもの。すべての政府に対して、人権尊重のための教育・啓発の推進を呼びかけた。
人権文化	日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動したりすることが定着した生活のあり様そのもの。
SOGI(ソジ、ソギ) SOGIE(ソジー、ソギー)	SOGI(ソジ)とは、「Sexual Orientation(性的指向)」と「Gender Identity(性自認)」の頭文字をとったもの。「Gender Expression(性表現)」の「E」を足して、SOGIE(ソジー)と表現されることもある。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が不十分な人を法的に保護するため、家庭裁判所の手続きを通じて、代理権等を付与された成年後見人や保佐人等が財産管理等の法律行為を行う制度。
性別役割分担意識	男性、女性という性別を理由として、「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的業務」など固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている考え方。
セクシュアルハラスメント	相手の意に反した性的な言動(性的ないやがらせ)のこと。現状は男性から女性へ向けられることが多く、職場だけでなく地域や学校など、力関係や上下関係のあるところで発生する。
<b>た行</b>	
多文化共生	地域に暮らす住民同士が、国籍や民族、文化、言葉などの「ちがいを認め合い、支え合う関係を持って暮らしていく状態、またはそのような環境。
男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、その結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受でき、ともに責任を負うこと。
地域包括ケアシステム	生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に日常生活の場(日常生活圏域)で、適切に提供される体制。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③包括的・継続的ケアマネジメント業務、④高齢者の権利擁護・虐待対応、⑤地域づくり、⑥指定介護予防支援業務の機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。
同和対策審議会答申	昭和35年(1960年)に総理府の附属機関として設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に関する諮問に対して、昭和40年(1965年)8月11日に提出された答申。
ドメスティックバイオレンス(DV)	配偶者や恋人からの暴力のこと。夫婦(元夫婦を含む。)や恋人など親しい間柄で起きる、身体的・精神的・性的・経済的な暴力。
<b>な行</b>	



用語	説明
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族をあたたく見守る応援者として、日常生活の中で支援する人。
ノーマライゼーション	高齢者や障害のある人などを含めて、誰もが参加でき、地域の中で当たり前前に暮らせる社会が健全であるという考え方。
<b>は行</b>	
パートナーシップ宣誓制度	戸籍上の性別にとらわれず、相互に責任を持って協力し合い、継続的に共同生活を営んでいる、または営む約束した二人が、互いを人生のパートナーとすることを市長に宣誓し、市長がその事実を証明する制度。(ただし、この制度は婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務の付与を伴わない。)
バリアフリー	高齢者・障害のある人などが社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
パワーハラスメント	職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与え、職場環境を悪化させる行為。
パワハラ指針	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」第30条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」のこと。
フィルタリング	インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価・判別し、選択的に排除する機能のこと。
プロバイダ責任制限法	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の通称。掲示板、SNSの書き込みなど特定電気通信による情報の流通によって権利侵害があった場合、プロバイダやサーバの管理運営者等が免責される要件を明確化するとともに、プロバイダに対する発信者情報の開示請求権や発信者情報開示命令事件に関する裁判手続きについて定めている。
<b>ま行</b>	
マタニティハラスメント	職場における上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント。
<b>や行</b>	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
ユニバーサルデザイン	施設や道具、仕組み等がすべての人にとって利用、享受できる仕様・デザインとなっていること。
<b>わ行</b>	
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	誰もが仕事と仕事以外(家庭生活・地域活動・自己啓発など)の活動の両方を、自らが希望するバランスで生活できる状態(仕事と生活の調和)。働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会を作り、一人ひとりが意欲をもって働きながら豊かさを実現して暮らせるようになることを目指すもの。

彦根市人権施策基本方針  
第1次改定版

発行日／令和6年(2024年)3月

発行／滋賀県彦根市

編集／彦根市企画振興部人権政策課

住所／〒522-8501 彦根市元町4番2号

T E L 0749-30-6115(直通)

F A X 0749-22-1398

M a i l [jinken@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:jinken@ma.city.hikone.shiga.jp)